

学校のいじめ対応に関わる法的責任と実践的課題

千葉大学教育学部教授 藤川大祐（教育方法学）

千葉大学教育学部長、前附属中学校長

元千葉市教育委員会教育委員

千葉県流山市、茨城県取手市等でいじめ関連の会議の委員等を経験

1. はじめに

2013年にいじめ防止対策推進法が施行され、学校や学校設置者にはいじめの防止、早期発見、適切な対応を行う法的責任が明確に課せられた。

しかし、実際には対応の遅れや不適切な対応が繰り返されている。

本発表では、学校現場におけるいじめ対応の法的責任を確認するとともに、実践的課題を整理し、学校や学校設置者の対応をゲーム的構造として分析することで、今後の改善策を提言する。

「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 学校や学校設置者の法的責任

いじめ防止対策推進法が定める 学校や学校設置者の主な法的責任

- 地方いじめ防止基本方針の策定（努力義務）、学校いじめ防止基本方針の策定（義務）
- 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置
- いじめ防止のための措置
- いじめの早期発見のための措置
- （児童等がいじめを受けていると思われるときには）学校はいじめの事実の有無を確認し、学校設置者に報告する。
- （いじめが確認されたら）複数の教職員によって、いじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導等を行う。
- 被害を受けた児童等が安心して教育を受けられるようにする。
- いじめが犯罪行為に該当する場合には警察と連携する。
- 以下いずれかの場合には「重大事態」とし、設置者又は学校の下に組織を設けて調査を行う。
 1. 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 2. いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席していると認めるとき

いじめ重大事態対応に見られる課題

2013年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、同法に基づいたいじめ対応が進められているが、対応には課題も見られる。特に、重大事態に関して、学校や教育委員会等の対応が不適切である事態が繰り返されている。

2022年4月～2023年3月に朝日新聞・毎日新聞・読売新聞のうち1紙以上で報じられたいじめ重大事態案件（要件を満たしながら重大事態とされていない案件も含む）は、71件。うち39件（55%）で、何らかの課題が指摘されている。

複数案件に見られた課題（重複あり）は、以下の通りである。（藤川調べ）

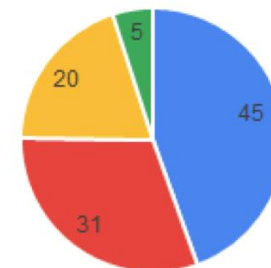
- A) 重大事態としての対応の遅れ…16件
- B) 学校の組織的対応の不備…13件
- C) いじめ認知の遅れや否定…9件
- D) 調査のあり方…6件
- E) 謝罪の場が設けられたが解決につながらなかった…5件
- F) 児童生徒間のトラブルとされた…5件
- G) 教育委員会等への報告の遅れ…4件

いじめ被害者保護者103名（有効回答98名）への調査から

「いじめ当事者・関係者の声に基づく法改正プロジェクト」（事務局：
いじめ構造変革プラットフォーム、略称PIT）が2021年実施。

<https://ijime-platform.com/archives/2682>

重大事態認定は45件、該当すると認識されているが認定されていない31件。



- 重大事態
- 該当すると認識しているが認定されていない
- 該当しないと認識
- 不明/分からない

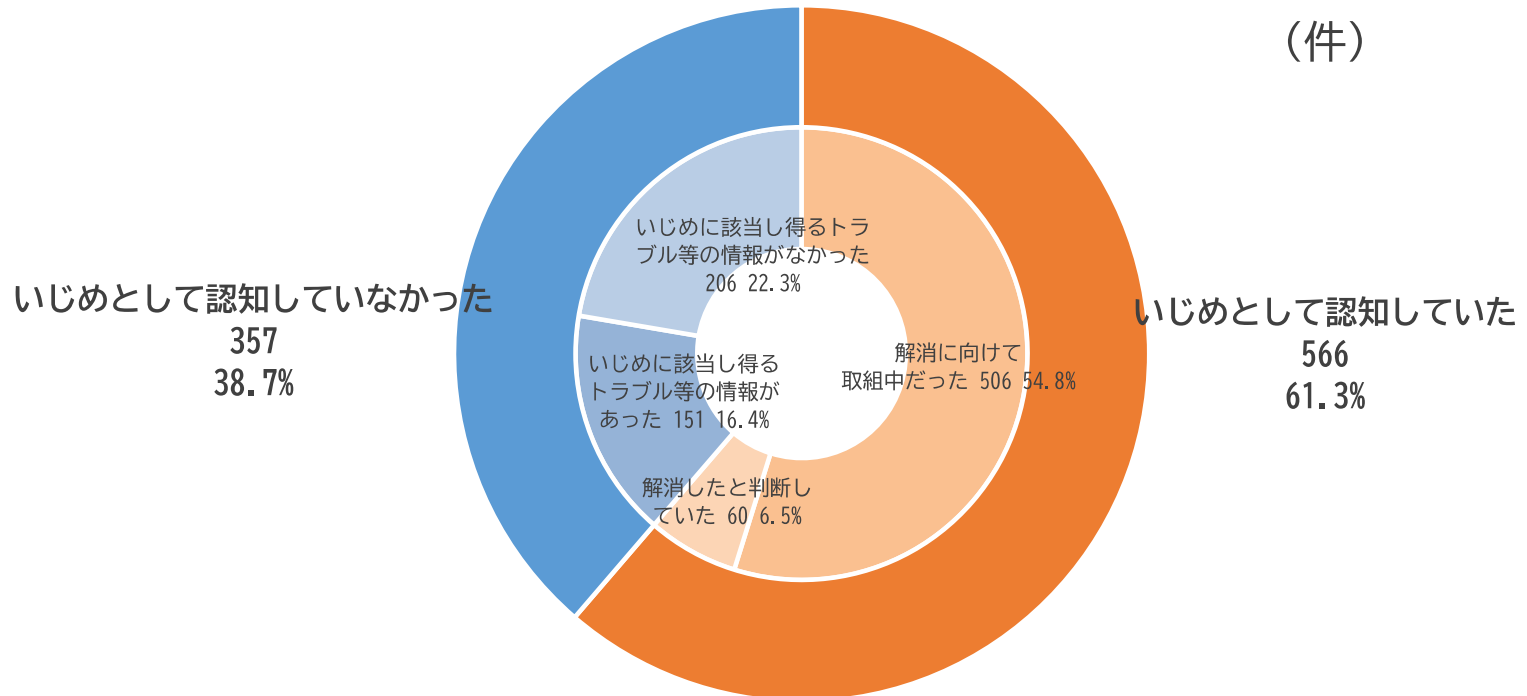
（回答の記述から）

- 担任では埒があかず教頭に話を上げた途端、我が子の気にしすぎではないかと急に軽んじるような発言をされ、そこからは被害者や家族のありもしない落ち度ばかり指摘されるようになった。担任、管理職、学校、教育委員会、人権擁護委員会、すべてに共通するのは、話を聞くだけ聞くものの、被害者の気持ちには寄り添わない。まるで思い込みの激しい厄介者のようにあしらわれ、誰も親身になってくれず、非常に屈辱的な扱われ方だった。
- 子供がいじめを文部科学省にSOSの手紙を出した後、数ヶ月隠蔽され、親の知らない間に非常勤カウンセラーに話を聞かれていた。カウンセラーに事の重大性を説得され、初めて親へ連絡
- 教育委員会は教師ではないので、児童（生徒）に事実確認もしないし指導することも無い、と言われた。やらなければならない、という法律はないのでやらない、と言われた
- 担任にいくら相談しても事態が理解できてない感じで、教頭に相談したら、被害者である我が子の被害妄想や自作自演として事を納めようとしていた。のちに判明したが、実際に教育委員会に虚偽報告を上げていた。
- 他の児童が娘達の命の危険を担任に知らせたが、娘に対して、冗談でもそんな事を言わないように。で終わってしまい、その日の夜に亡くなってしまった。せめて学校から親へ連絡があれば、学校へ迎えに行き娘と話せたのに、と思う。連携やフォローが全くなっていないことに残念でならない。

文部科学省の調査から

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によれば、重大事態の約4割で重大な被害を把握する前にはいじめとしての認知がなされておらず、トラブル等の情報があったものも相当数ある。

「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況



不適切な対応による二次被害の問題

学校や教育委員会等のいじめ対応が、いじめ防止対策推進法や方針・ガイドラインの定めとは異なっている場合、そのことが被害児童生徒やその家族に強い苦痛（すなわち、二次被害）を生じさせることがある。学校や教育委員会等への不信感を訴え、長く苦しんでいる被害児童生徒も多い。

本来子どもたちのためにあるはずの学校や教育委員会等が、いじめ被害で苦しんでいる子どもにさらに二次被害を与えることは決して許されない。二次被害を防ぐという観点から、法律等に則った対応ができる体制を構築することが必要。

3.学校におけるいじめ対応の実践的課題

(1) いじめの認知と初期対応

いじめ発見のきっかけ

	小学校	小学校	中学校	中学校	高等学校	高等学校	特別支援学校	特別支援学校	計	計
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
(A) 学校の教職員等が発見	386,656	65.7	60,229	49.1	8,740	49.6	2,276	68.5	457,901	62.5
(1)学級担任が発見	53,484	9.1	11,962	9.7	762	4.3	903	27.2	67,111	9.2
(2)学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	9,079	1.5	9,007	7.3	604	3.4	193	5.8	18,883	2.6
(3)養護教諭が発見	1,336	0.2	876	0.7	97	0.6	4	0.1	2,313	0.3
(4)スクールカウンセラー等の相談員が発見	707	0.1	349	0.3	70	0.4	8	0.2	1,134	0.2
(5)アンケート調査など学校の取組により発見	322,050	54.7	38,035	31.0	7,207	40.9	1,168	35.1	368,460	50.3
(B) 学校の教職員以外からの情報により発見	202,274	34.3	62,474	50.9	8,871	50.4	1,048	31.5	274,667	37.5
(6)本人からの訴え	101,615	17.3	34,162	27.8	5,785	32.8	665	20.0	142,227	19.4
(7)当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	72,426	12.3	19,063	15.5	1,871	10.6	219	6.6	93,579	12.8
(8)児童生徒(本人を除く)からの情報	19,379	3.3	6,711	5.5	834	4.7	96	2.9	27,020	3.7
(9)保護者(本人の保護者を除く)からの情報	7,246	1.2	1,986	1.6	259	1.5	28	0.8	9,519	1.3
(10)地域の住民からの情報	403	0.1	135	0.1	9	0.1	1	0.0	548	0.1
(11)学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	928	0.2	247	0.2	60	0.3	29	0.9	1,264	0.2
(12)その他(匿名による投書など)	277	0.0	170	0.1	53	0.3	10	0.3	510	0.1
(C) 計	588,930	100.0	122,703	100.0	17,611	100.0	3,324	100.0	732,568	100.0

(文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

アンケートや本人・保護者からの訴えが、いじめ発見のきっかけの8割程度を占める。
教員がいじめの行為を見つけられる場合は、限られている。

相談がされやすくなるには？

いじめの認知とは、行為と苦痛を捉えること。

被害者側あるいは見ていた者などから、教職員に相談があれば認知がされやすい。

相談しやすくする（相談のコストを下げる）ことと、相談してよかったと思ってもらえる（相談によるメリットを高める）ことが必要。（保護者への相談についても同様）

コストを下げるには…

・わざわざ教職員に話しに行くのはコストが高いため、アンケート、日誌・ノート、個別面談等、あらかじめ予定に入っている枠の中で、訴えができるようになっていることが大切。

・学級担任、学年主任、養護教諭、教育相談主任等に対して、メールフォーム等で他の人に知られずに連絡できるようにしておくこともよい。

メリットを高めるには…

・教員がすぐに動き、しっかりと話を聞いてくれ、孤立感や絶望感を低くすることができた実感してもらえるようにすることが重要。

・児童生徒本人の意思を尊重し、丁寧に対応してくれたと思ってもらえるようにする。

大人がいじめを積極的に把握するには？

いじめの認知とは、行為と苦痛を捉えることだが、大人が児童生徒の行為を捉えることは非常に困難。（もし大人の前で堂々といじめがなされているのであれば、状況は非常に深刻であり、徹底的な介入が必要。）

他方、児童生徒の苦痛については、兆候を捉えることが可能。以下は兆候の例。

- ・成績低下
- ・体調不良
- ・登校しぶり
- ・表情が暗い
- ・イライラしている

これらは、教職員との関係、家族との関係、成績や進路の悩み等の兆候でもあり、不登校や抑うつ等のリスク評価にもつながるもの。

いじめを認知してから組織的に対応するのでなく、児童生徒の苦痛を捉えた段階で、組織的に対応することが必要。いじめを把握するためには、いじめだけを把握しようとしてはいけない。

ストレスチェックテストの実施も有効。

教育相談に関するアンケート ストレスチェック

() 年 () 組 () 番・氏名 ()

このアンケートは、教育相談の一環として、みなさんが思っていることを教えてもらうためのアンケートです。
あなたが思っていることを、そのまま回答してください。なお、このアンケートは相談の資料とし、この用紙や相談の内容は秘密を厳守します。この教育相談は、学級担任の先生と行うものですが、担任の先生以外の先生との相談もOKです。

1. あなたが面談を希望する先生を○で囲んでください。
※⑥その他の先生を選択した場合は必ず先生の名前を記入してください。

① 学級担任の先生	② 副担任の先生	③ 教育相談員の先生	④ スクールカウンセラーの先生
⑤ 保健室の先生	⑥ その他の先生 () 先生		

2. あなたの生活について、あてはまるところを○で囲んでください。

ストレッサー (9問)	3	2	1	0
1 学校で、長い時間、たくさんの勉強をしないとイケなくて、つらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
2 学校の勉強がわからなくて、つらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
3 家や塾などで、長い時間、たくさんの勉強をしないとイケなくて、つらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
4 長い時間、部活動、習い事、練習などをしないとイケなくてつらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
5 部活動、習い事、練習などがうまくできなくて、つらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
6 友だちとの関係がづらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
7 先生との関係がづらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
8 家族との関係がづらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
9 いじめられるのがづらい	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう

3. あなたの状態について、あてはまるところを○で囲んでください。

ストレス反応 (9問)	0	1	2	3
10 ひどく疲れた	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
11 気のはりつめている	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
12 不安だ	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
13 落ち着かない	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
14 ゆううつだ	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
15 何をするのも面倒だ	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
16 物事に集中できない	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
17 食欲がない	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
18 よく眠れない	ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった

4. あなたのまわりの人について、あてはまるところを○で囲んでください。

ソーシャルサポート (6問)	3	2	1	0
19 先生と気軽に話ができますか？	非常に	かなり	多少	全くない
20 友だちと気軽に話ができますか？	非常に	かなり	多少	全くない
21 家族と気軽に話ができますか？	非常に	かなり	多少	全くない
22 困ったことが起こった時、先生は助けてくれると思いますか？	非常に	かなり	多少	全くない
23 困ったことが起こった時、友だちは助けてくれると思いますか？	非常に	かなり	多少	全くない
24 困ったことが起こった時、家族は助けてくれると思いますか？	非常に	かなり	多少	全くない

千葉大学子どものこころの発達教育
研究センターが開発し、千葉大学教
育学部附属中学校で年3回実施してい
るストレスチェックテスト。

[https://www.m.chibau.jp/class/rc
cmd/StressCheck/index.html](https://www.m.chibau.jp/class/rc
cmd/StressCheck/index.html)

ストレス度が高い児童生徒の状況は
教職員が共有しておき、そうした児
童生徒から別件で相談等があった場
合には慎重に話を聞き、組織的に共
有する。

組織での共有は、どうすればよいのか？

教職員が児童生徒のいじめ行為や苦痛を捉えたら、学校は組織的対応を行う必要がある。そのためにはいじめ行為や苦痛を捉えた教職員が他の教職員に報告・相談することが第一歩。

ここでも、報告・相談しやすくする（報告・相談のコストを下げる）ことと、報告・相談してよかったと思ってもらえる（報告・相談によるメリットを高める）ことが必要。

コストを下げるには…

・わざわざ報告・相談するのはコストが高いため、毎日の定期報告のように、あらかじめ予定に入っている枠の中で、報告・相談できるようになっていることが必要。

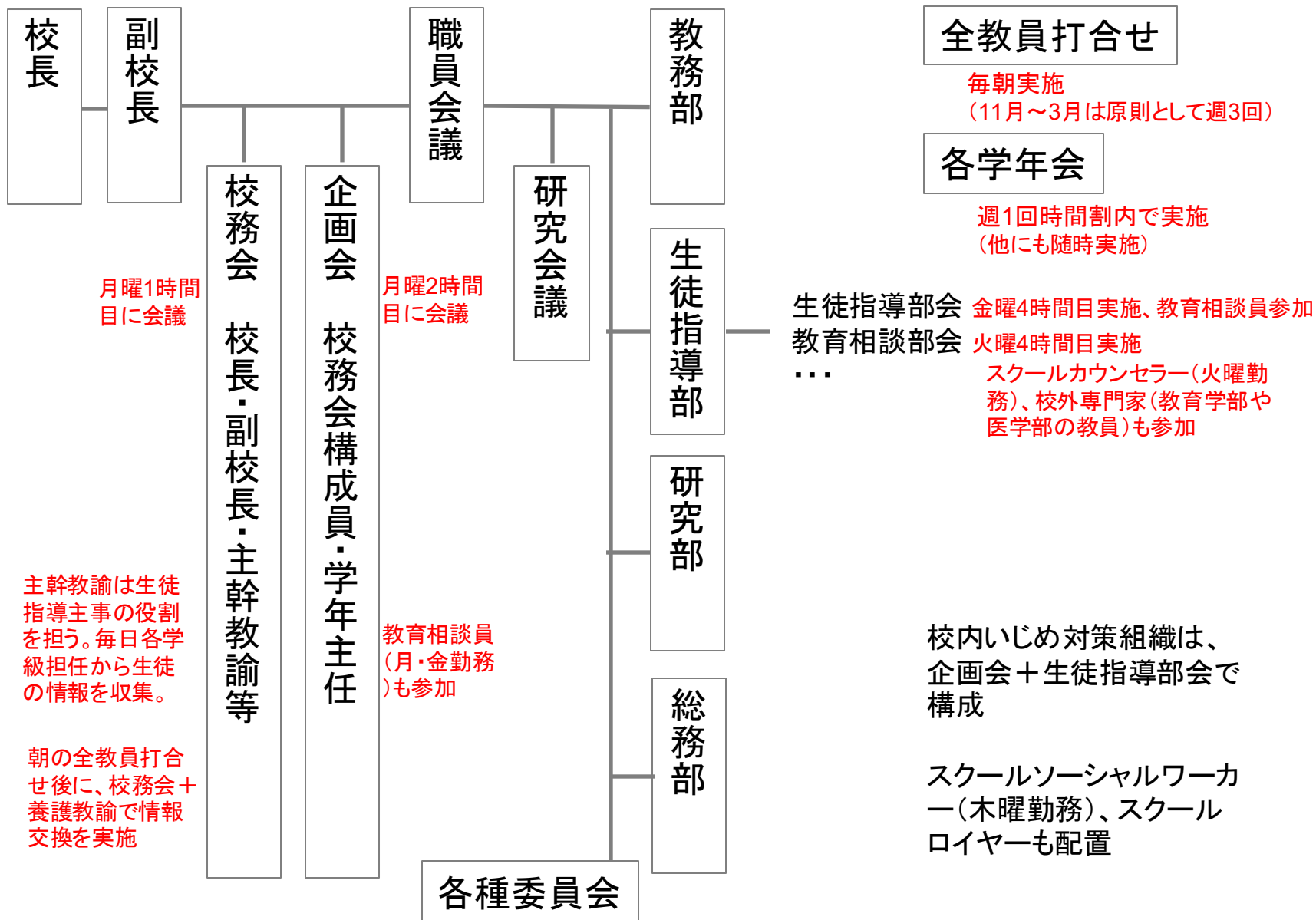
メリットを高めるには…

・報告や相談を受ける教職員が、迷惑がらず、親身になって聞いてくれ、その後の組織的対応に活かしてくれることが必要。

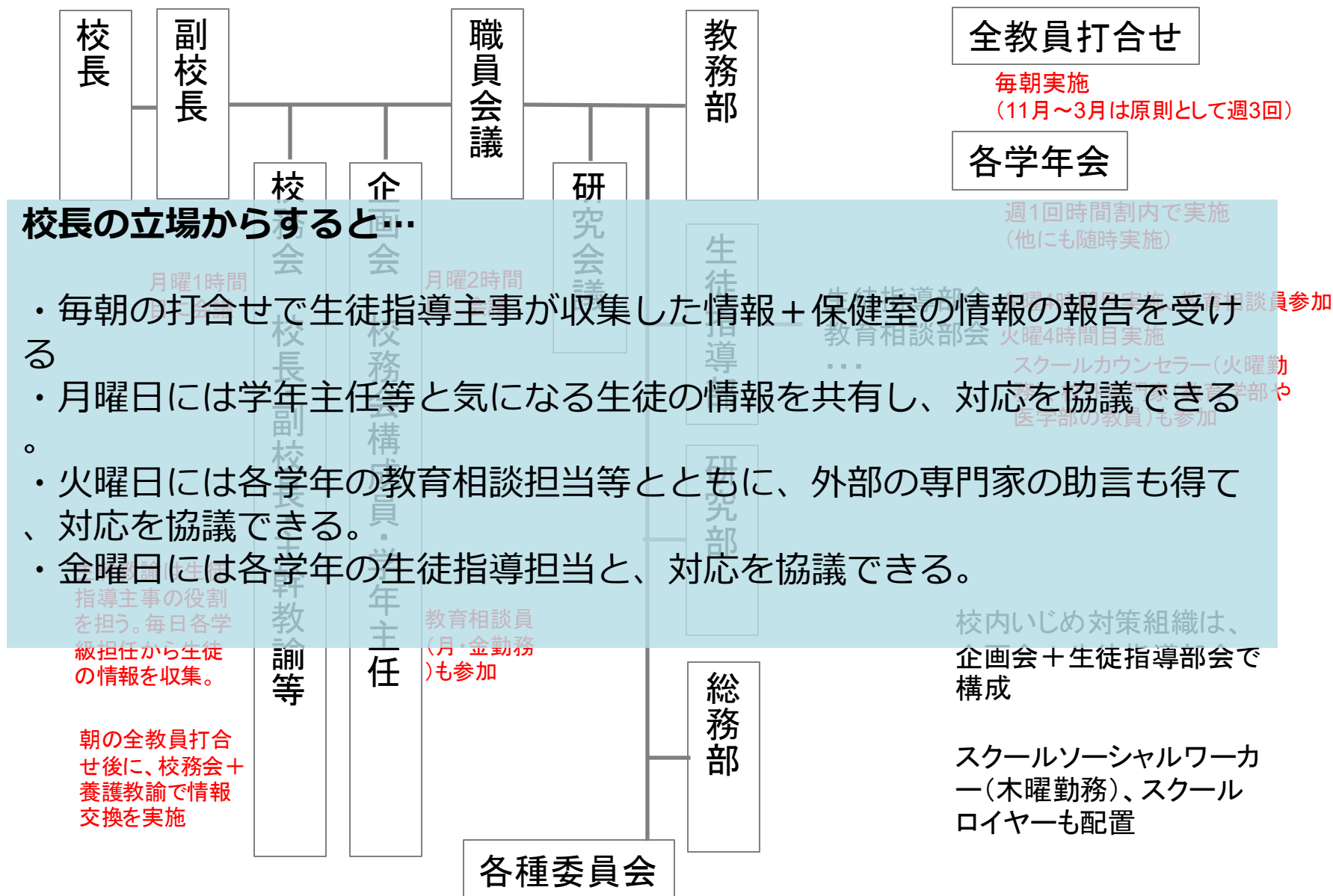
・問題が発生したことが迷惑がられるのではなく、早く報告・相談をしてくれてよかったと、報告・相談した者が感謝されることが大切。

個々人の努力でなく、このように機能するしくみを作ることが大切。

学校組織の中での生徒指導・教育相談体制（2022年度、千葉大附属中）



学校組織の中での生徒指導・教育相談体制（2023年度、千葉大附属中）



保護者は学校にどのように相談すればよいのか？

保護者と教職員とのコミュニケーションで齟齬が生じることが多い。相談を受けた教職員が法律等に則って対応してくれるかどうかは、残念ながら不透明。いじめ被害が考えられる場合に大切なのは、「具体的な経緯」と「対処についての確認」。

具体的な経緯を伝えるためには、いつ、何があったのかを、できれば時系列順で書いたメモを作って渡す。証拠となるもの（たとえば、スマートフォン等のスクリーンショット、怪我や破損等がわかる写真）を添付するとなおよい。

ただし、子どもに根掘り葉掘り尋ねるのは、要注意。記憶が変わってしまう可能性や、トラウマにつながる可能性がある。

対処についての確認としては、相談を受けた教員がいつ誰に相談内容を報告し、いつ誰が対処の方針を決めるのかということについて、確認をし、メモをしておくことをお勧めしたい。

対処の中心は、「事実の確認」と「支援・指導」の二つ。事実の確認をせずに加害者への指導をしたり拙速に謝罪の機会をたることができることがないよう、確認する。

3.学校におけるいじめ対応の実践的課題

(2) いじめへの対処

いじめへの対処 いじめ防止対策推進法では

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

対処は、「事実の確認」と「支援・指導」の二つが中心である。

いじめへの対処 重要と考えられる点

「事実の確認」は、関係者から一通り話を聞くだけでは不十分な場合がある。いじめがある場合、行為者は本当のことを言うとは限らない。話に食い違いがある段階では、事実は確認できていないと考える必要がある。

このためにも、被害者やその保護者の話を傾聴することは重要。評価等は控え、まずはメモをとりながら詳しく話を聞く。

被害者への支援や行為者等への指導については、被害者側の意向をよく確認する必要がある。被害者側の理解を得ずに支援・指導を行う場合、問題が複雑化、深刻化することがある。

特に、性急に謝罪の機会を設けることには慎重であるべきだ。被害者側が謝罪を受け入れられるようになるには、それなりの準備が必要であり、準備がない中で謝罪がなされると、被害者が新たな苦痛を与えられることとなりかねない。

文部科学省のガイドラインでは、いじめの解消には行為や苦痛が止まってから3ヶ月の経過が必要。被害者の苦痛は大人になっても続く場合がある。いじめが解消したかのような態度を教職員が見せることは厳に慎むべきである。

3.学校におけるいじめ対応の実践的課題

(3) いじめ予防

「ダブルバインド型いじめ」

例) アプリのステータスメッセージに、誰のことかを明示せず悪口を書く。

書かれた側としては、自分のことを書かれていることがわかるが、被害を訴えなければ「違うことを書いているのに、被害妄想では？」と言われてさらに傷つけられる恐れがあり、被害を訴えなければ苦痛が続く。

二重の拘束（ベイトソンの用語で「ダブルバインド」）がかけられている状況。

苦しめ

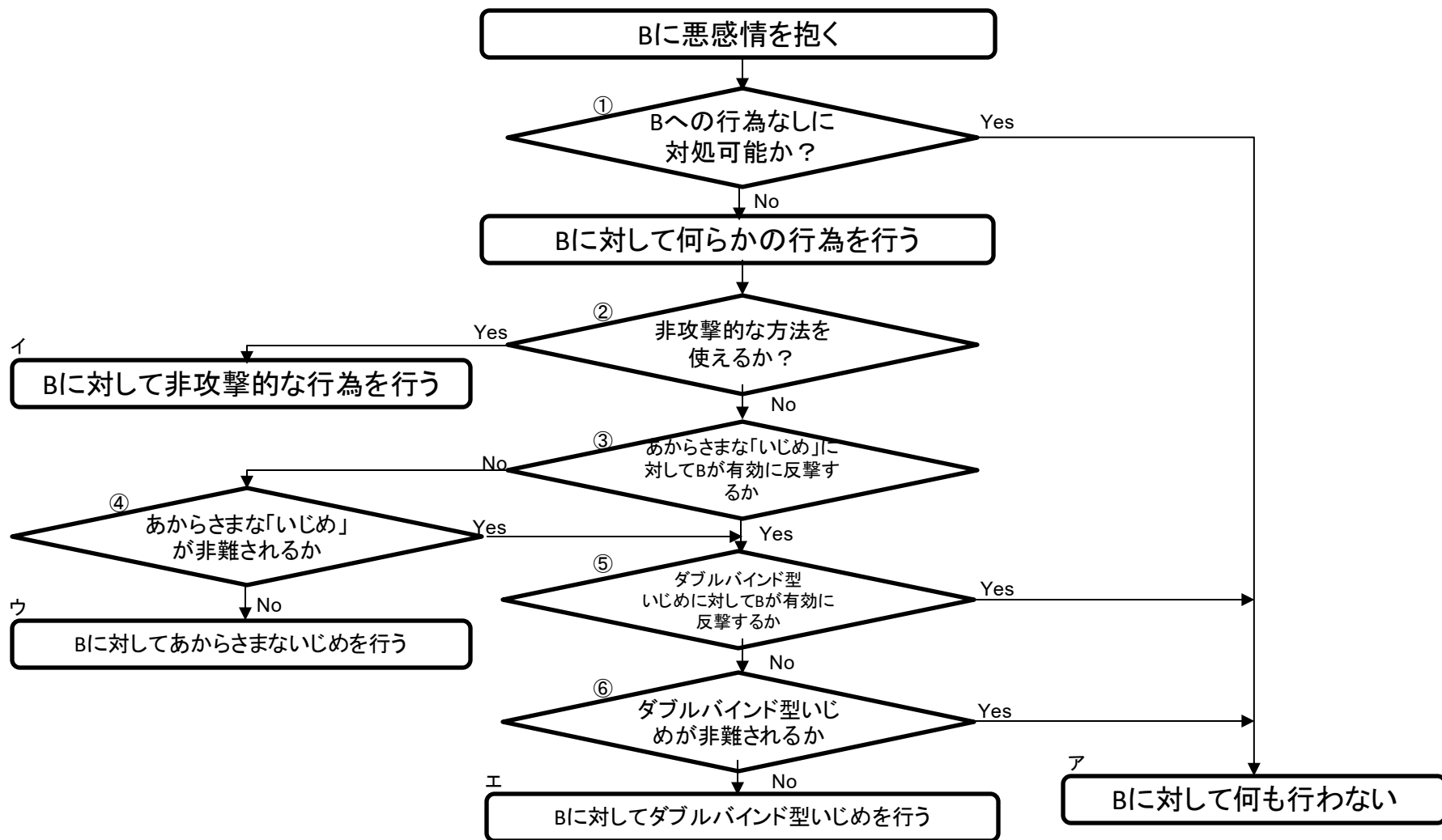
苦しむ必要はない

「いじり」や「プロレスごっこ」なども、同様のダブルバインド型いじめと言える。

このような場合、行為者はもちろん、被行為者も「いじめではない」という意識をもちがちであり、いじめとしての対処が遅れることになりやすい。

曖昧な形で誰かに苦痛を与える行為について、卑怯でよくないということを理解してもらい、何かあれば教員に相談してもらえるようにすることが予防策として必要。

いじめ発生のモデル～AがBに悪感情を抱いたら～



あからさまないじめもダブルバインド型いじめも否定されるような学級風土に加え、嫌なことがあっても悪感情につなげないストレスマネジメントや、非攻撃的な方法（アサーション）も求められる。

いじめについて考える架空事例(藤川作成)

小学校 4 年生のミズホには少々ぬけたところがあり、わすれ物が多い。

ある日、算数の授業^{じゅぎょう}にミズホだけが三角定規をわすれてきてしまった。となりの席^{せき}のマサユキがこのことに気づき、「またオマエ忘れたのかよ」などと言っている。前の席のコズエも、「ミズホ、ダメだよ～」と言う。そのとなりのヨウスケは「まったく、ミズホは成績^{せいせき}も悪いし、わすれ物もするし、最悪^{さいあく}だな」などとつぶやいている。ミズホは、こうした周囲の子どもたちの言葉など気にしないように、三角定規を使わないまま、ノートにきたない図をかき出した。

担任^{たんにん}の先生や一部の子どもは、ミズホにわすれ物をさせないように連絡帳^{れんらくちょう}をきちんと書かせたり、声をかけたりしているのだが、わすれ物は少なくなるらない。どうしたらよいのだろうか？

無料で提供される漫画教材プロジェクト Changers

マンガ教材のダウンロード（PDF）は、各コンテンツの「詳細はコチラ」から！

[授業を行う先生へ](#)

いじめや人権、話し合おう、変えていこう。



チェンジャーズ



“いじり”が“いじめ”に。“ちがい”が“うざい”に。
“目立つ”が“苛立つ”になってしまったり。

本人に悪意がなくても、残念なことに無自覚に人を傷つけることは多いです。
教室や学校では「普通」のことかもしれませんが、外から見ると「変」なことはたくさんあるから。

みんなが知らないところで、誰かが悲しむ前に。
クラスで、学校で、社会で、話し合いの場を作りたくて、
色々なテーマで「無料のマンガ教材」を創りました。

「そんなつもりはなかった」という自分だけの意見ではなく、
「そうなんだ」「こうしてみよう」という対話で、子どもだけでなく、大人も変わっていったら。



いじめといじり、どう違う？
中学生のジュンはちょっとおとなしい性格。ふとしたことから、お笑い芸人のモノマネをするようにいじられ始める。いじりがエスカレートする中、ジュンは、いじられキャラを受け入れるか悩む…。

いじり 同調圧力
部活

詳細は
コチラ



一生懸命じゃいけないの？
学級委員長として一生懸命がんばる美月（みづき）は、ふざけるクラスメイトを強く注意したことで、皆から反感を買ってしまう。副委員長の小花田（おはなだ）は、美月とクラスメイトとの間で、自分がどうすべきか思い悩む…。

同調圧力 傍観者

詳細は
コチラ



自分のSNSなら何を書いてもいい？

サッカー部の夏の大会は、オサム（オサム）のPK失敗により終わってしまった。もやもやした気持ちを抱えるトモノリは、自分のSNSのプロフィール欄に、間接的にオサムの悪口を書き込みをした瞬間はネットいじめ SNS
傍観者 部活



「決めつけ」が人を傷つける？
ある日、シオリが鞆につけて



白熱するオンラインゲーム
マサルたち仲良し4人組は、オンラインゲームにハマって



男女で遊んじゃいけないの？
小学生の美咲（みさき）は、いつも男子たちとカードゲーム

<https://wearechangers.jp>

4. ゲーム的構造としてのいじめ対応

いじめ対応の「ゲームI」

いじめ防止対策推進法に則って学校や教育委員会等がいじめ対応を進めるには、

- いじめの疑いがあれば組織的に事実を確認し、
- 事実が認められればいじめとして認知した上で被害者への支援や加害者への指導を行って、
- いじめの解消を目指す

こととなるはずである。

そして、

- 重大事態の要件が満たされているのであれば、速やかに重大事態として認め、
- 調査委員会による調査を行う

こととなる。

言わば、学校や教育委員会等は、法やガイドラインなどのルールに則っていじめに組織的かつ迅速に対応するゲーム（「ゲームI」とする）をプレイしなければならない。

このことは、少なくとも建前としては否定されがたいはずだ。

いじめ対応の「ゲームII」

だが、重大事態としての対応の遅れが読み取れる事例では、別のゲームがプレイされていると考えるしかない。報道されているケース等からは、次の特徴を指摘することができる。

- 法や基本方針に従って対応するという姿勢が欠如している。
- 読めば理解できるはずの法や基本方針を理解しようとする姿勢が見られない。
- いじめを否定する情報には飛びつく。
- 問題への対処にあまり時間をかけないようにする。
- 被害者側からの要望や被害者への影響について、特に確認をせずに曲解する。

こうした特徴は、法などに従っていじめに対処するゲームIとは深刻に対立するものである。

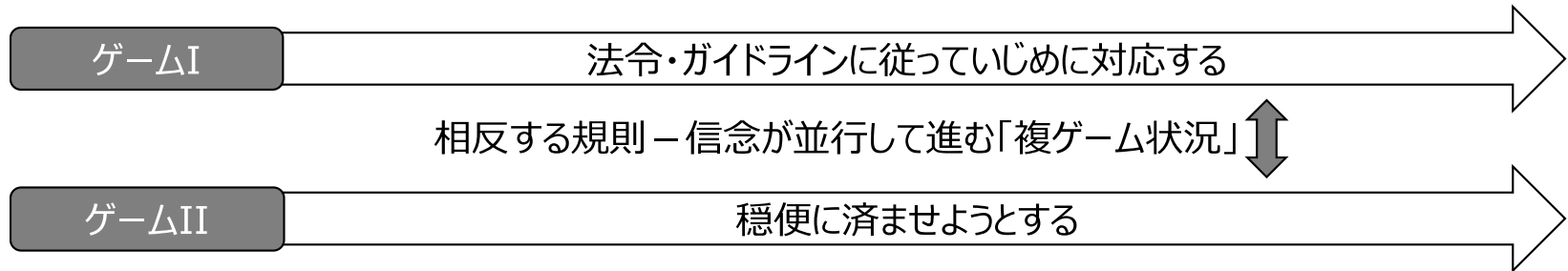
ゲームIIとして、できるだけ時間と手間をかけずに、事を荒立てず、何事もなかったように穏便に済ませようとするゲームがプレイされていると考えるしかないように思われる。

当然だが、被害者側が期待するゲームIがプレイされず、被害者の苦痛を受け止めないように見えるゲームIIがプレイされていることは、被害者側に深刻な二次被害を生じされるものと考えられる。

では、このゲームIIをどうすれば止められるのだろうか？

いじめ対応に見る「複ゲーム状況」

重大事態としての対応に課題が読み取れる事例においては、ゲームIとゲームIIという二つの逆方向のゲームが同時にプレイされている「複ゲーム状況」が生じているものと考えられる。



ゲームIIがプレイされる共同体においては、法施行以前から成立していたゲームIIは頑健である。ゲームIが導入され、形の上ではゲームIがプレイされることが多くなったとしても、実質的にはゲームIIがプレイされることが多いままとなる。

ゲームIIは進化的に安定のはずなので、少数者が実質的にゲームIをプレイしようとしても、淘汰される。だが、共同体の構成員の多くは「不定見者」（どちらのゲームにも特に固執しない者）であり、ゲームIIが危機にあることが認知され、他の制度との連結が切れ、多数者がゲームIに移行することが信じられるようになり、ゲームIがプレイ可能だと認識されるようになれば、一気に多数者がゲームIに移行する。

ゲームIIが許されないことが広く認識されるような仕組みの導入（大阪府寝屋川市は市長部局がいじめに対応する仕組みを導入）、ゲームIを強力に推進するリーダーの投入といった策が効果的であろう。

いじめ対応について考える教員研修用ゲーム教材の開発

カードゲームによって「ゲームII」でなく「ゲームI」をプレイできるようにする研修用教材の開発を進めている。プレイヤーがカードを1枚ずつ引くことに局面が進んでいくようなゲームを想定。

現在作っているストーリーの枠組みは以下の通り。

1. 学校の組織の状況を初期状態として決める（組織的対応ができるか等）
2. 1人の児童生徒がいじめ被害を訴えて、初期対応が問われる
（適切に必要なことをできるかできないかが、引くカードによって決まる）
3. 初期対応の状況によって、被害者が登校するか不登校となるかが決まる
4. 学校の被害者支援等の状況によって、被害者の登校／不登校の状況が変化する
5. その後の支援等の状況によって、どんな形で卒業できるかが変わる

被害者の苦痛は容易には減少せず、学校への不信が生じると苦痛が増大するというのが基本の論理となっている。

「ゲームI」をプレイするには、信頼を崩さないよう必要な措置を必要なタイミングで取り続けることが必要であり、信頼が崩れると深刻な二次被害につながってしまう。こうしたことを体感する教材になることを目指している。

ご清聴ありがとうございました。

参考

藤川大祐（2021）「いじめに対応できる学校」づくり、ぎょうせい

藤川大祐（2023）適切にいじめに対応できる中学校のあり方－生徒指導主事と教育相談部会の役割を中心に－、千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト報告書、380、1-10

藤川大祐（2024）いじめ問題における謝罪－謝罪指導の改善のために－、授業実践開発研究、17、1-10

藤川大祐（2025）学校や学校設置者によるいじめ対応のゲーム的構造、千葉大学教育学部研究紀要、73、175-182